

和歌山県 1 社 1 元気技術登録要綱

(目的)

第1 この要綱は、和歌山県内の中小企業のこだわりのある技術、その技術を使用した製品を「1 社 1 元気技術」として登録し、県内外に広く情報発信することにより、本県産業の知名度の向上を図るとともに、新技术開発及び新製品開発の機運を高めることを目的とする。

(登録の対象者)

第2 登録を受けようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 企画、開発、設計、製造のいずれかを和歌山県内の事業所で行っていること。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。

- ア 特許を有する、または出願中の事業者
- イ 特許を有していないが、特許と同等の技術を有する事業者
- ウ 他社の追随を許さない独自の技術を有する事業者

- (4) 申請者の役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、又は経営に実質的に関与している者をいう。）が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有しないこと。

- (5) 法令又は公序良俗に反する、若しくはそのおそれのあることが認められないこと。

(登録の申請)

第3 登録を受けようとする者は、別に定める期日までに、申請書（別記第1号様式）、ホームページ掲載資料（別記第2号様式）、及び添付書類を知事に提出するものとする。

(登録の基準)

第4 知事は、申請された技術、技術を使用した製品が次の各号に掲げる基準に適合するときは、和歌山県「1 社 1 元気技術」として登録するものとする。

- (1) 使用技術が、高度性、新規性、独自性のいずれかを有していること。
- (2) 使用技術が、産業における利用性、社会的貢献、有望性のいずれかを有していること。

(登録技術数)

第5 登録件数は1社につき1技術とする。ただし、登録技術が有効期間を経過した、又は、抹消、取り消しとなった場合はこの限りではない。

(登録の決定)

第6 知事は、第3の規定による申請があったときは、申請内容について、別表1に掲げる専門家の意見及び現地調査票（別記第3号様式）を基に審査し、登録の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、登録の申請のあった技術、技術を使用した製品について、必要に応じ、本社または事業所に対する現地調査を行うことができる。
- 3 知事は、登録をしたときは、当該申請者に対し、登録の結果（別記第4号様式）を通知し、「1社1元気技術」登録証（別記第5号様式）を交付するとともに、登録技術、技術を使用した製品を公表し、積極的に情報発信するものとする。
- 4 知事は、登録不可のときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知（別記第6号様式）するものとする。

（登録の有効期間）

第7 第6第1項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して5年を経過した日の属する年度の末までとする。

（登録内容の変更）

第8 登録を受けた者は、登録事項に変更があったときは、登録事項変更届（別記第7号様式）により、速やかに知事に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第9 登録を受けた者は、登録抹消届出書（別記第8号様式）を知事に提出することによって、当該登録を抹消することができる。

（登録の取り消し）

第10 知事は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1)虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2)登録を受ける資格、要件を欠くに至ったとき。
- (3)登録基準に適合しないと認められたとき。
- (4)技術に対する登録においては、その技術を使用しなくなった日から1年以上経過したとき。
- (5)製品に対する登録においては、製造若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (6)その他登録を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 知事は前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を本人に通知しなければならない。

（登録を受けた者の責務）

第11 登録を受けた者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、登録技術、技術を使用した製品の品質及び性能の維持・向上に努めなければならない。

（損害に対する責任）

第12 知事は、登録を受けた者が行う事業活動により生じた損害等に対する責任を、その原因に関わらず負わない。

(個人情報の保護)

第13 この登録にあたって知り得た個人情報の取扱いについては、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）に定めるところによる。

(事務処理)

第14 この登録に関する事務処理は、商工観光労働部企業政策局企業振興課が行う。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

団体名	専門家
公益財団法人わかやま産業振興財団	新事業支援コーディネーター
公益財団法人わかやま産業振興財団	技術連携コーディネーター
公益財団法人わかやま産業振興財団	科学技術コーディネーター